



令和8年度 宜野湾市立幼稚園における一時預かり保育事業実施要項 R7.10.1 版

令和8年度の「一時預かり保育事業」として下記のとおり実施いたします。一時預かり保育を希望される方は、下記の注意事項を留意の上、手続きをなされるようお知らせ致します。

【一時預かり保育事業の趣旨】

地域の実態及び保護者の要請に応じて、希望する者を対象に、通常のエデュケーション時間の終了後や長期休業期間中等に行なうもので、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携等に配慮して宜野湾市立幼稚園で実施します。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの保険制度（災害共済給付）を適用。

*長期預かり保育対象児（就労世帯等対象） ※月単位での利用

◎対象児 市立幼稚園へ入園予定の園児で、保護者の共働き等により午後の保育を必要とする方

※就労、看護・介護、就学については、月 64 時間以上の時間を要していることが認定要件になります。

また、就労については併せて月額 60,000 円以上の収入があることも必要になります。

*長期預かり保育期間 ※令和8年4月6日から令和9年3月29日まで（予定）

夏季・冬季・春季休業日を含みます。ただし、入園式（R8 年 4 月 10 日（金）予定）までの預かり保育は、お子さんの状況等により預かり保育時間を短縮させていただくこともございます。

※預かり保育休業日（土・日・祝日・慰霊の日・年末年始・その他園長が指定した日）

*保育時間

平日・・・幼稚園のエデュケーションに係るエデュケーション時間の終了後から 18:30 まで

夏季・冬季・春季休業日（修了式後の 3 月 29 日（予定）まで）・・・8:15~18:30 まで

※降園の際は、幼児の安全への配慮から基本的には保護者のお迎えをお願いします。

*長期預かり保育料

※幼児エデュケーション無償化対象！

自己負担はありませんが、事前に施設等利用給付の申請が必要です。→（裏面参照）

*長期預かり保育の昼食・おやつについて

※幼児エデュケーション無償化の対象外です。

昼食

原則、弁当持参。月・水・金に限りケータリングを利用可能（1食¥363（税込））

ケータリング（業者委託型給食）利用条件

- ①利用期日 4月中旬から3月まで（ケータリング開始までは毎日弁当持参）
 - ②利用料 1食¥363（税込） ※月額：¥363×3日×4週＝¥4,356 前後
 - ③利用希望者が5名以上であること。
 - ④長期預かり保育利用者であること。
 - ⑤食物アレルギーの無い方
 - ⑥確実に利用料の支払いができる方
- ※「ケータリングの利用に係る誓約書」の提出必須

おやつ

各幼稚園で現金徴収（月 2,000 円程度）いたします。

*長期預かり保育の申請書類

※「幼稚園入園受付時に必要なもののリスト」も参照してください。

- ◎必要書類 ①子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
②一時預かり保育許可申請書（様式第17号）
③ケータリング利用に係る誓約書（利用希望者のみ）
④保護者の『保育を必要とする事由』を証明する書類
※(ア)～(カ)のうち該当するものを両親分

保育を必要とする事由	必要書類
(ア)就労 (被雇用者及び自営業等)	就労証明書 ※自営業等の方は併せて税申告書（控え）の写し等の添付資料
(イ)妊娠・出産 (産前3ヵ月～産後8週)	親子健康手帳（母子手帳）の写し ※分娩予定日と母の名前が分かるページ
(ウ)保護者の疾病・障がい	診断書や手帳の写し等
(エ)親族等の看護・介護	看護・介護申立書に加えて診断書や手帳等の写しなど
(オ)求職活動（90日間）	求職活動状況確認書
(カ)就学	就学が証明できる書類（在学証明書や時間割等）

◎育児休業中の方へ

- ※1 育児休業中の方は、令和8年5月1日までに職場復帰をすることが認定の条件となります。
就労証明書に職場復帰日を明記してもらうようにしてください。
- ※2 令和8年5月2日以降に育休復帰予定の方は、原則、長期預かり保育の利用（預かり保育料無償化）ができません。職場復帰の際に申請することができます。
- 例外的に、2号または新2号認定が令和8年3月末まで継続している場合は、無償化認定を申請できますが利用日数は月の登園日数の半分までとなります（短期預かり利用）。
- ・育児休業中→就労先から「就労証明書（※育休期間明記）」
 - ・退職している場合→「継続利用に関する申立書（みなし育休）」

*受付について

期間 令和7年10月6日（月）～10月24日（金）※土日祝日を除く。

時間 午前 9:00～11:30 午後 13:00～17:00 *最終受付 16:30

場所 宜野湾市役所 保育こども園課窓口（1階）

※証明書類を期間内提出できない場合、令和7年11月14日（金）までに保育こども園課へ提出をお願いします。

☆短期預かり保育について【専業主婦（夫）・育休中世帯など】 ※日単位での利用

◎対象児 在園する園児であればどなたでも利用できますが、その月の半数以上を超えない範囲での利用となります。また、長期休業中など園の状況によって受入を制限する場合があります。短期預かり保育は入園式の翌日、令和8年4月13日（月）開始予定です。

<例> ①学校行事及び地域行事への参加 ②冠婚葬祭への出席 ③その他やむを得ない事由のとき

◎必要書類 利用する7日前までに「一時預かり保育許可申請書（様式第17号）」を幼稚園へ提出

◎保育料 日額 400円（＋おやつ代 100円）

◎昼食 弁当持参 ※ケータリング利用不可